



浜松労働基準監督署発表
令和5年6月15日

【担当】浜松労働基準監督署
副署長 小崎 浩孝
第二方面主任監督官 東野 至圭夫
(電話) 053-456-8148

建設工事現場に対する監督指導の状況を公表します ～ 建設業における労働災害が増加しています ～

浜松労働基準監督署(署長 野元紀男)では、このたび、労働災害の発生が増加している建設工事現場に対して行った監督指導の状況を取りまとめましたので、公表します。

令和4年の浜松労働基準監督署管内の建設業における休業4日以上の労働災害の発生件数は111件で令和3年に比べ9件増加しており、このうち、5名の方が亡くなっています。この労働災害の人数は、平成25年以降の10年間で最も多いものであり、極めて憂慮すべき事態となっています。

浜松労働基準監督署では、労働災害の増加に歯止めをかけるべく、積極的な安全衛生活動の取組が行われるよう、今後も建設工事現場に対する監督指導を行っていきます。

1 建設工事現場に対する監督指導等の概要

(別紙1「建設工事現場に対する監督指導等の状況」参照)

(1) 監督実施事業場数(令和4年度)

133事業場(元請事業場数(=現場数)は100、下請事業場数は33)

(2) 法令違反の状況

- 100現場中、法令違反が認められたのは27現場。
- 違反事項として多かったものは、
足場等の設置基準に満たない設置や点検等を行っていないもので、23件。
開口部や作業床の端部等の墜落防止措置を行っていないもので、12件
下請事業者やその労働者が、法令に違反しないよう必要な指導を行っていないもので、11件
などであった。

(3) 危険性が極めて高い現場の状況に鑑みて、立入禁止等の命令を行った事業者は、3現場(6事業者)であった。

2 令和4年の労働災害の発生状況について

(別紙2「令和4年 死傷病報告受理状況(確定値)」、
別紙3「令和4年の労働災害発生状況について」参照)

(1) 令和4年の建設業における休業4日以上の労働災害は111件発生しており、全業種の10.7%を占めている。

(2) 上記(1)の件数のうち、5人の方が亡くなられており、全業種の中で最も多い人数(全業種では8人)となっている。

3 静岡労働局の取組

(1) 全国安全週間の実施

労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として、7月1日からの1週間、全国安全週間を実施します。

スローガン：高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

【建設業における労働災害防止対策】

ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

(2) 令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施(別紙4参照)

(取組期間：令和5年5月1日から同年9月30日。重点期間：令和5年7月)

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあり、特に屋外での作業となる建設現場において最も多く発生していることから、

- ・ 暑さ指数(WBGT値)の把握
- ・ 熱中症予防のための安全衛生教育
- ・ 作業開始前や作業中の巡視による労働者の健康状態の把握
- ・ 水分・塩分の補給
- ・ 症状が見られた際の速やかに医療機関の受診

などの呼びかけを行っています。



建設工事現場に対する監督指導等の状況

(1) 監督実施した工事現場における法令違反件数は次のとおり。

監督実施 事業場数 (現場数)	違反あり 事業場数 (現場数)	違反率 (現場数)	使用停止等 命令書交付 件数(内数)
133 (100)	52 (27)	39.1% (27.0%)	6 (3)

(2) 違反事項別違反件数

主な違反事項	具体的な違反内容の例	違反件数
元方事業者の講ずべき措置	・ 関係請負人及びその労働者が法令違反をしないよう必要な指導を行っていないこと	11
車両系建設機械関係	・ ドラグ・ショベルの接触防止措置を講じていないこと	3
型枠支保工についての措置()	・ 型枠支保工の滑動防止措置が講じられていないこと	3
墜落防止措置()	・ 作業床の端、開口部等に囲い、手すり等を設けていないこと	12
足場等	・ 足場の構造が法令の基準に適合していないこと	23
元請による協議組織の設置・運営	・ 元請と関係請負人が協議するための組織を設置していないこと	3
通路、架設通路()	・ 安全な通路を設けていないこと ・ 墜落の危険のある箇所に、手すり等を設けていないこと	6
その他	・ 昇降設備を設けていないこと ・ クレーンの作業計画を策定していないこと ・ 粉じん用呼吸用保護具を使用していないこと	6

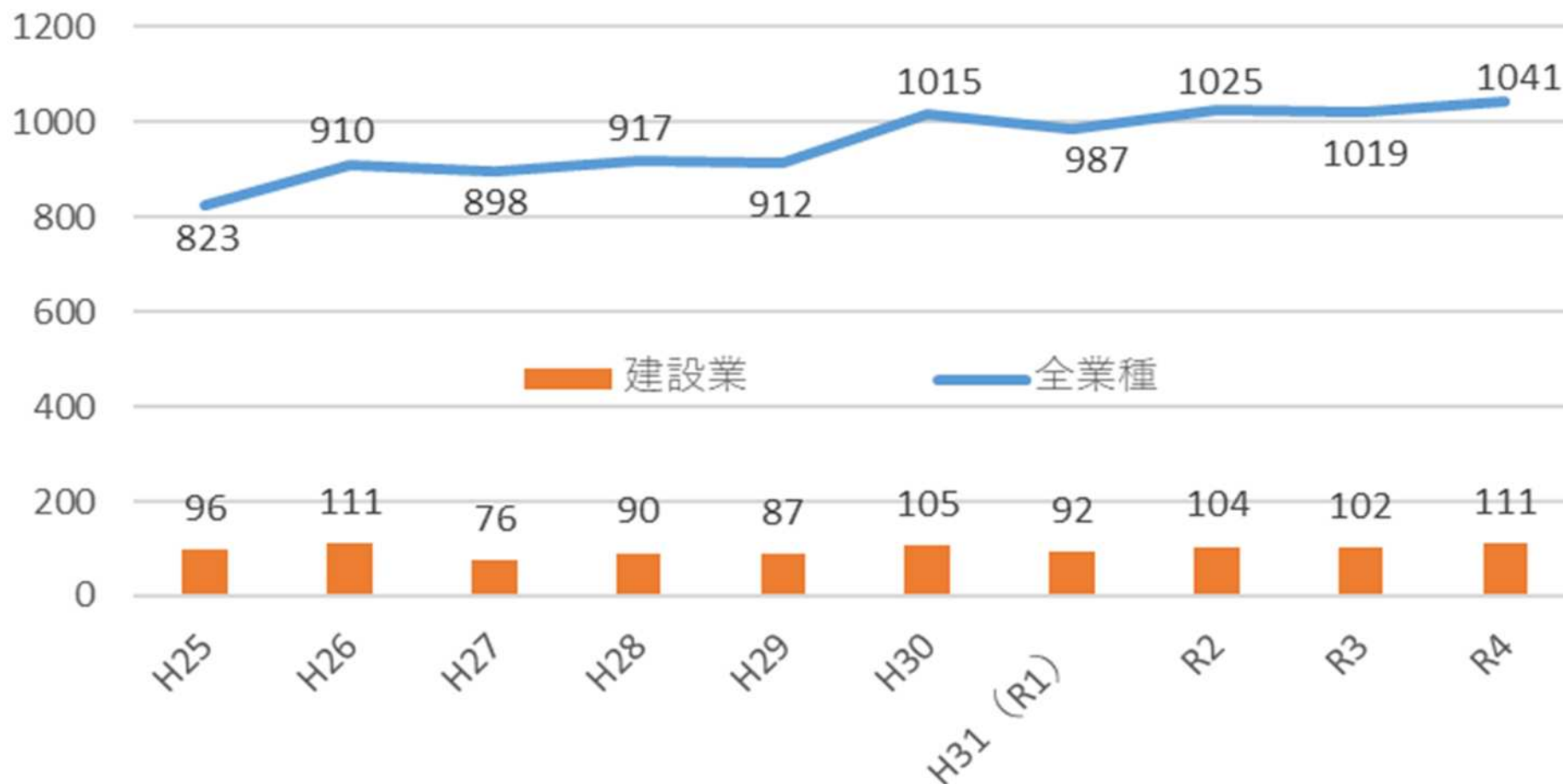
特定元方事業者の特別規制に係る違反も含む

令和4年の労働災害発生状況について（死傷災害）

▶ 浜松労働基準監督署管内においては、休業4日以上の労働災害が令和4年においては新型コロナウイルス感染症の件数を除き1,041件発生しており、このうち**建設業においては111件発生**しています。

（いずれも、ここ10年で発生件数が最も多くなっています。）

死傷者数（人）



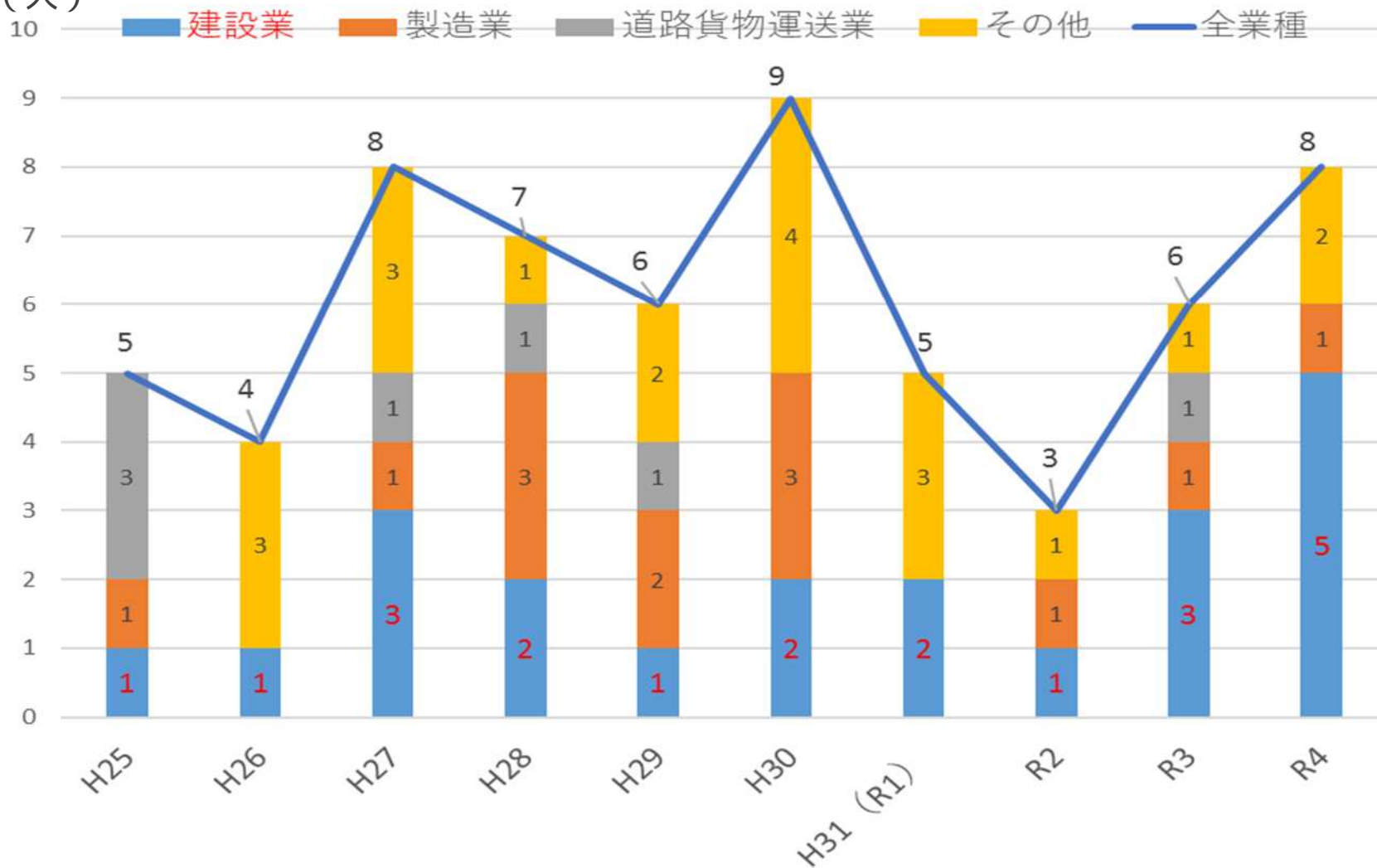
新型コロナウイルス感染症の罹患件数は含まない。

令和4年の労働災害発生状況について（死亡災害）

▶ 浜松労働基準監督署管内においては、死亡災害が令和4年においては8件発生し、うち5件が建設業にて発生しています。

（令和4年の5件は、ここ10年で発生件数が最も多く、憂慮すべき事態となっています。）

死傷者数（人）



令和4年の労働災害発生状況について（死亡災害）

- ▶ 浜松労働基準監督署管内においては、**建設業では令和4年においては5件の死亡災害が発生**しています。（**令和3年に比べ、発生件数が2件増加**しています。）

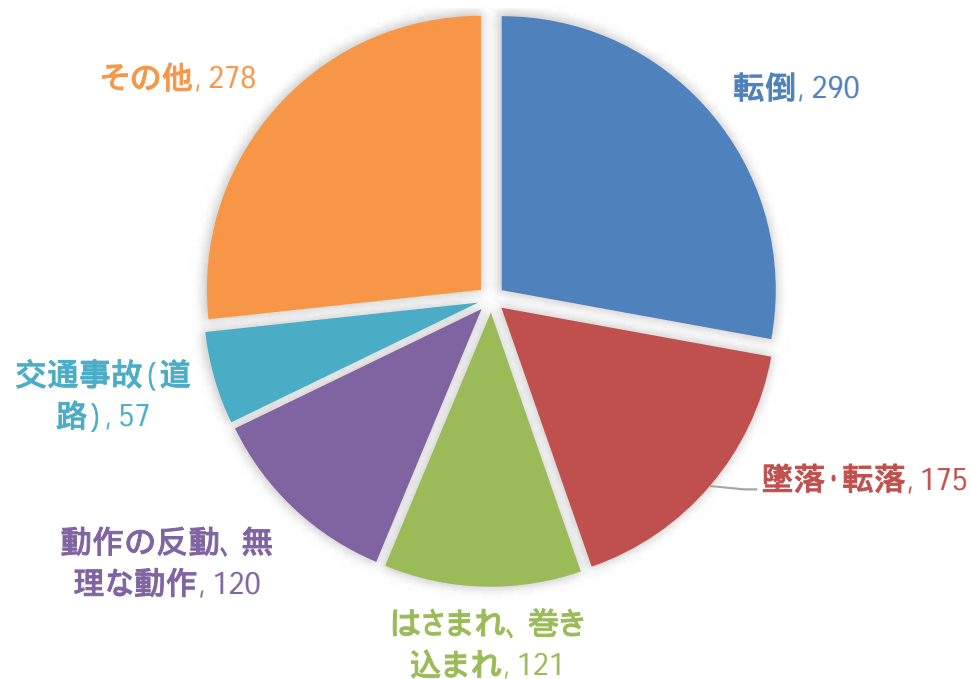
発生月 発生時間	業 種 規 模	事故の型 起因物	発 生 状 況
1月 13時～14時	その他の建設業 10～29人	激突され フォークリフト	機械の解体作業中に、溶断中の鋼材をフォークリフトで動かしたところ、当該鋼材の溶断作業をした被災者に落下した。
9月 14時～15時	土木工事業 10人未満	崩壊、倒壊 地山・岩石	台風15号の影響で県道に流れ出た土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約20m下に転落し死亡した。
9月 5時～6時	その他の建設業 10人未満	爆発 可燃性のガス	被災者が浜松市内の工事現場に向かう途中、東名高速豊田JCT付近で交通渋滞により停車していたところ、後方から来たトラックが急ブレーキをかけ荷台のガスボンベを道路上に散乱させた。被災者はガスボンベが落下した衝撃により発生した爆発火災により火傷を負い死亡した。
10月 15時～16時	土木工事業 10人未満	墜落、転落 不整地運搬車	河川敷にて、伐木等を不整地運搬車で運搬する作業等を行っていたところ、オペレーターが乗ったまま不整地運搬車が川に転落し死亡した。
10月 13時～14時	建築工事業 10人未満	墜落、転落 作業床・歩み板	民家に付属するウッドデッキを解体中、ウッドデッキのフェンスを取り外す作業を行っていたところ、ウッドデッキが崩れ、乗っていた2名が約3.6mの高さから墜落し、うち1名が死亡した。

令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

▶ 令和4年の労働災害発生状況について（事故の型）

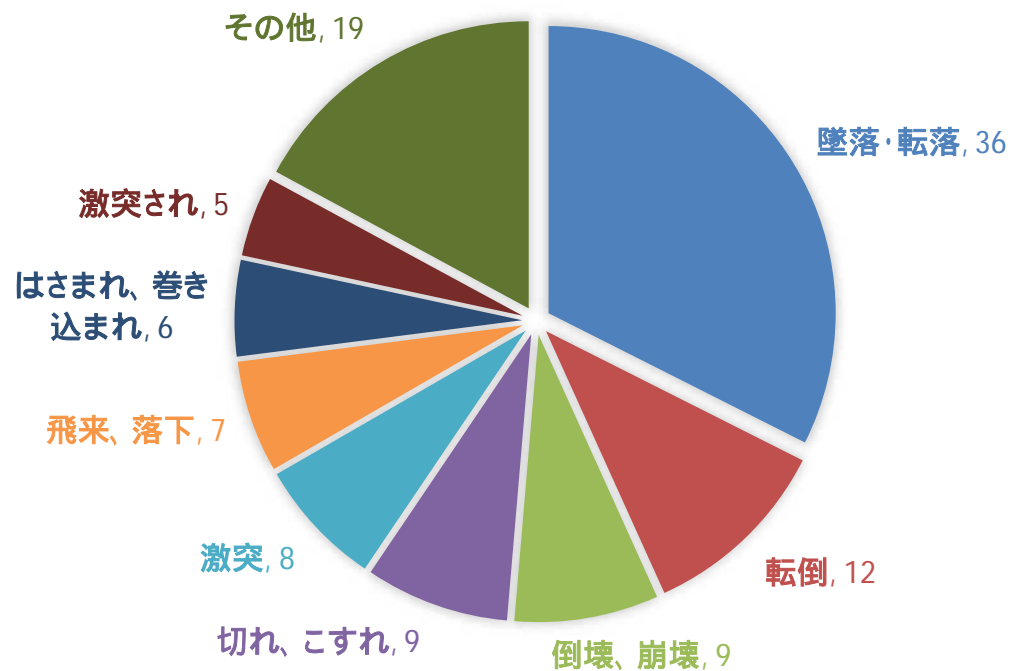
建設業においては、「墜落、転落」が全体の3分の1を占めているが、この割合は前年とほぼ同じであり、最も対策すべき事項である。

【全業種】1,041件



上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：854件

【建設業】111件



上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：5件

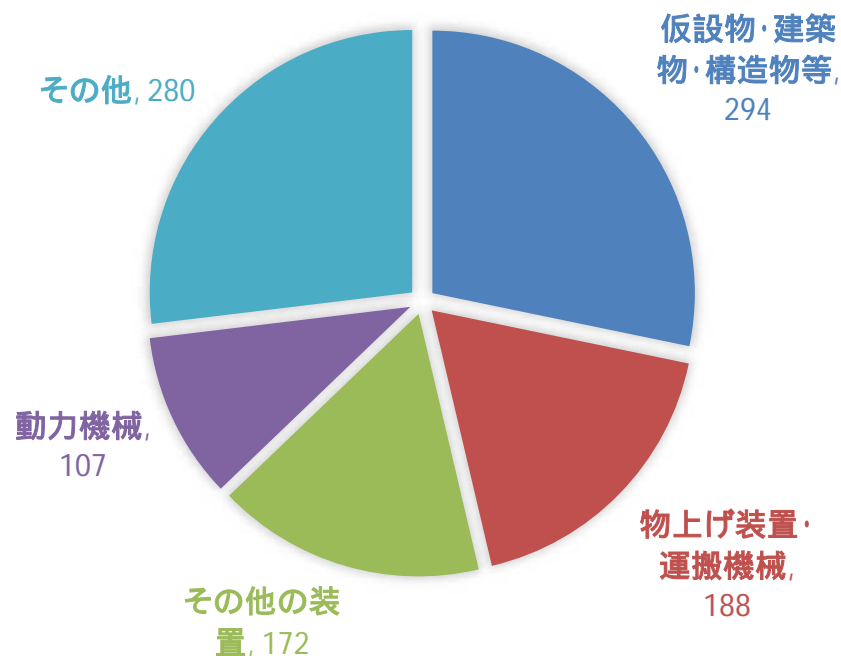
令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

▶ 令和4年の労働災害発生状況について（起因物）

建設業においては、「仮設物・建築物・構造物」が全体の4分の1を占めているが、この割合は前年とほぼ同じである。

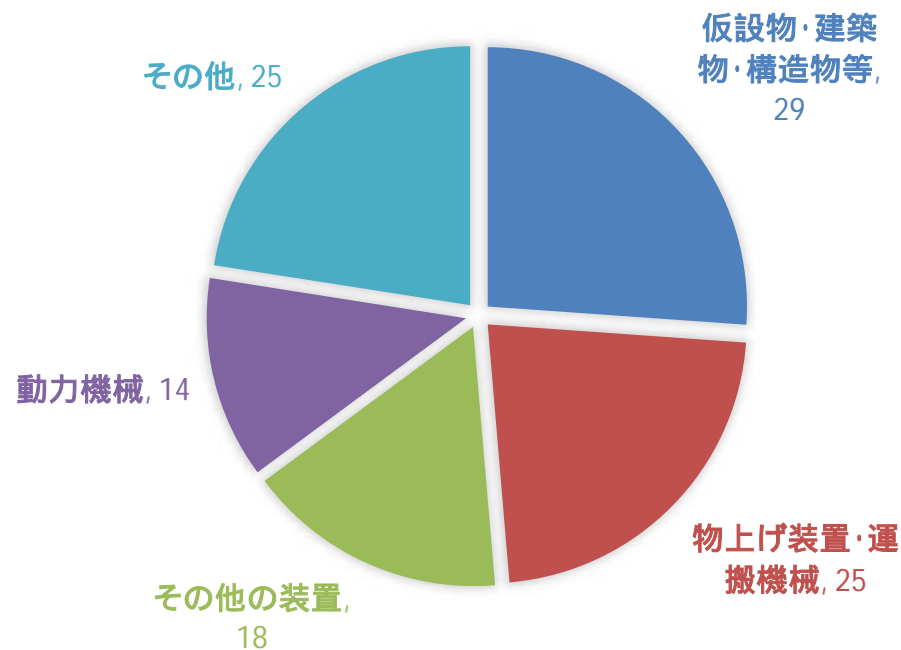
「事故の型」のうち、最も多い「墜落・転落」は、「仮設物・建築物・構造物」からが16件、「運搬機械」（トラック）からが10件、「その他の装置」（はしご）からが6件、それぞれ発生している状況にある。

【全業種】1,041件



上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：854件

【建設業】111件

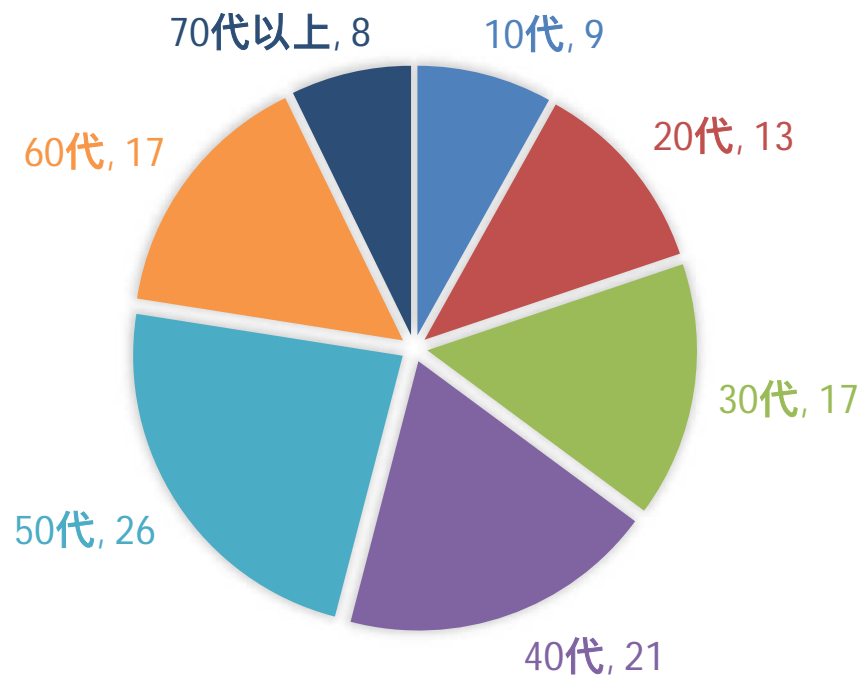


上記のほか、新型コロナウイルス感染症に罹患した件数：5件

令和4年 労働災害の概況（死傷災害の分析）

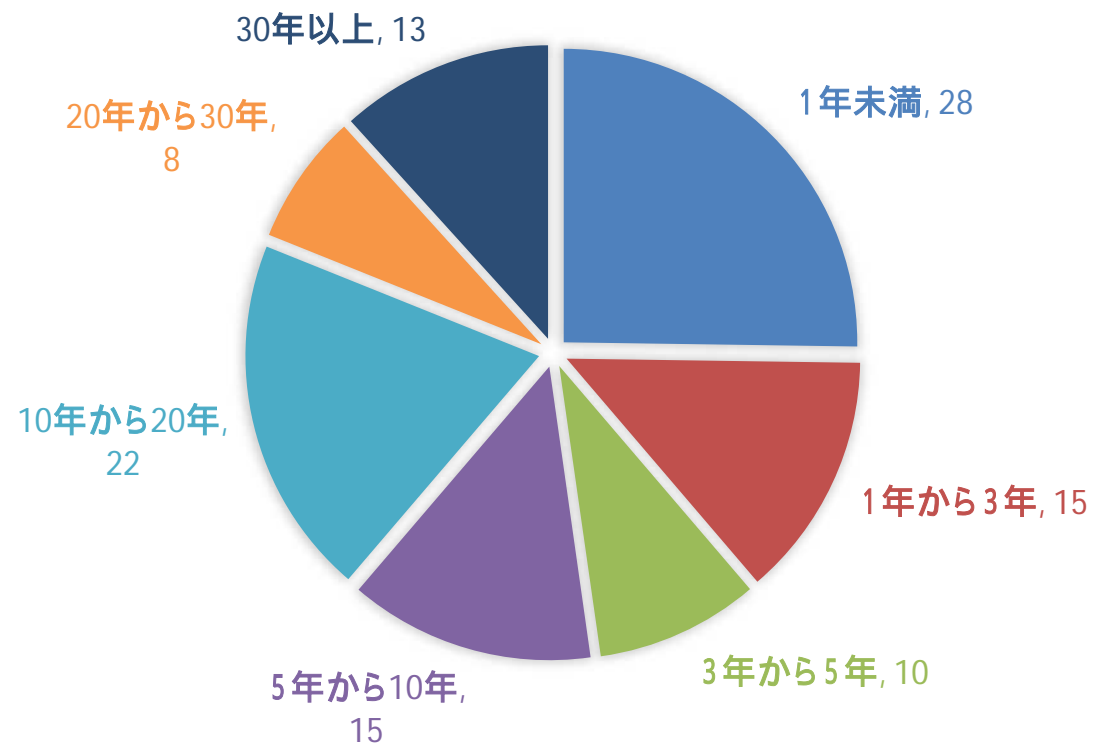
- ▶ 令和4年の労働災害発生状況について（被災者の年代及び経験年数）
年代は、ほぼ全世代で満遍ないが、経験年数は5年以内の者が約半数を占め、経験不足によることが窺われる

【年代】



単位：人

【経験年数】



単位：人

(浜松労働基準監督署)

令和4年 死傷病報告受理状況(確定値)

号別	業種	3月	年累計		前年比
			4年	3年	
1	食料品		42	48	-6
	繊維		9	4	5
	衣服		1	2	-1
	木材・木製品		4	7	-3
	家具装備品		2	3	-1
	パルプ・紙		6	5	1
	印刷・製本		2	2	
	化学		18	29	-11
	窯業・土石		6	6	
	鉄鋼		6	7	-1
	非鉄金属		2	3	-1
	金属	2	43	30	13
	一般機械		16	16	
	電気機械		12	13	-1
	輸送用機械	1	62	79	-17
	電気ガス水道		1		1
	その他の製造業		13	33	-20
小計		3	245	287	-42
2	鉱業		2	1	1

転倒による災害 業種	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
全業種	5	289	219	70
製造業		45	50	-5
建設業	1	12	8	4
道路貨物		20	15	5
小売業		66	37	29
社会福祉施設	2	30	23	7
飲食業		12	7	5

労働者の種別	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
60歳以上	7	328	310	18
外国人		69	75	-6

号別	業種	3月	年累計		前年比
			4年	3年	
3	土木工事	2	31	21	10
	建築工事	2	49	48	1
	木造建築工事	1	13	15	-2
	その他建設工事	1	18	18	
小計		6	111	102	9
4	鉄道		3	1	2
	道路旅客	1	27	21	6
	道路貨物	2	96	97	-1
	小計		3	126	119
5	陸上貨物取扱い		7		7
	港湾運送				
小計			7		7
6	農業	1	37	35	2
	林業		10	14	-4
	小計	1	47	49	-2
7	水産・畜産		15	11	4
8	卸売業		26	14	12
	小売業		148	139	9
	社会福祉施設	4	79	79	
	飲食店		28	29	-1
	ビルメンテナンス	2	28	27	1
	旅館等宿泊事業	1	8	10	-2
	ゴルフ場		5	5	
	清掃・と畜事業		24	21	3
	その他の事業等	4	145	125	20
	小計		11	491	449
総合計		24	1044	1018	26

COVID-19(外数) 853 57

	3月	年累計		前年比
		4年	3年	
製造業での はさまれ・ 巻き込まれ	1	75	76	-1
社会福祉施設 での腰痛		9	20	-11

内の数字は死亡件数で内数

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請**